

臨床実習実施要領（個人実習）

1 目的

滋賀県農業共済組合（以下、「組合」とする。）が行う臨床実習は、産業動物臨床獣医師を志す獣医学生に対し、家畜診療所における実践的な臨床実習を提供することにより、産業動物臨床獣医師に必要な実践的な知識・技能を習得させるとともに、家畜共済事業の役割及び農業共済団体家畜診療所の実態を理解せしめ、将来の産業動物臨床獣医師確保に資することを目的とする。

2 対象者

以下の要件を満たす者とする。

- （１）組合の家畜診療所へ産業動物獣医師として就職を考えている者
- （２）産業動物臨床獣医師に関心のある者
- （３）原則、４学年以上の者

※都道府県より修学資金等の奨学金の助成を受けている者および実習単位取得のみを目的とする者は対象としない。

3 臨床実習内容

家畜診療所獣医師の指導の下、家畜診療等業務に同行し、日常診療業務を体験させるとともに家畜共済事業への理解を深める。詳細については、別紙臨床実習カリキュラムに基づき臨床実習を行う。ただし、1～3 学年で特別な理由を以って受け入れた者に関しては見学とする。

4 臨床実習時期及び期間

臨床実習生（以下、「実習生」とする。）の希望する期間かつ家畜診療所が受入可能な期間とする。研修期間は平日の連続 5 日間を目安とし、受入れ診療所と実習生との調整により決定する。ただし、5 日間未満の実習も可能とする。

5 実習生受入れ中止

下記発生時、発令地域及び期間の実習生の受入れを中止することがある。

- （１）感染症発生時：緊急事態宣言、まん延防止措置を含む宣言等
- （２）家畜伝染病予防法に基づく措置により移動制限等が発せられた時
- （３）台風等の自然災害発生時
- （４）後述 第 10 号（４）の場合

6 受入診療所

- （１）家畜診療所東部

〒529-1537 滋賀県東近江市市子殿町 134 番地 1

T E L : 0748-55-8282

(2) 家畜診療所西部

〒520-1623 滋賀県高島市今津町住吉一丁目 5 番地 6

T E L : 0740-22-2215

7 臨床実習の申込みと受入れの手続き、傷害保険への加入

(1) 臨床実習を希望する者は、組合家畜部と協議し、臨床実習の受入れが可能な場合は、臨床実習参加申込書(様式-1)、誓約書(様式-2)、臨床実習に係る各種サイズ表(様式-3)、臨床実習事前アンケート(様式-4)、傷害保険等加入証明書(様式任意)、大学の推薦書(様式任意)を臨床実習開始の1ヶ月前までに組合に提出する。

(2) 臨床実習受入れについて組合長の決裁を受けた後、受入決定通知書(様式-5)により、実習生に通知する。

8 臨床実習に要する経費

交通費、宿泊費等の経費は、組合からは助成しない。

9 臨床実習期間中の事故

実習期間中の自動車事故、その他不慮の事故について、本組合はその発生防止に努めるものとするが、万一事故が発生した場合はその責を負わないものとする。また、実習生が故意または重大な過失により施設、器具類等を破損した場合は、実習生及びその保証人が弁済の責を負うものとする。

10 実習生の順守すべき事項

(1) 実習生は、受入決定通知書(様式-5)受領後、実習開始の1週間程度前までに受入診療所に連絡し、集合時間や持ち物等の指示を仰ぐこと。

(2) 実習生の都合による臨床実習の中止、家畜診療所及び実習期間の変更は原則として認めない。止むを得ず中止する場合は、直ちに組合本所家畜部、受入家畜診療所、所属大学の担当者に連絡すること。

(3) 日常衣服、印鑑、日用品程度は携行すること。聴診器、防護服、長靴等の往診同行に必要なものは、家畜伝染病防疫のため組合で準備する。

(4) 実習生は指導獣医師等の指示に従い規律ある行動をとるものとし、これが守られない場合、受入家畜診療所長の判断で実習を中止させることがある。

(5) 実習生は、実習へ出発する際及び終了の際に、担当教授等に連絡し、必要な指示を仰ぐこと。

(6) 臨床実習前に傷害保険(学研災等)に必ず加入し、その加入証明書の写しを事前に提出すること。

- (7) 実習期間中における施設、人物、動物、機器類の写真や動画の撮影は、家畜診療所担当者や動物飼養者の許可を得て行うこと。また、撮影の許可を得た写真や動画であっても、ホームページやブログ、SNS (X、LINE、Instagram 等)、共有サイト等に掲載することは一切禁止する。
- (8) 実習生は、実習で知り得た組合、家畜診療所、農家等の機密に属する事項及び個人情報について、実習期間中及び実習終了後においても一切これを漏洩してはならない。

11 防疫に関する注意事項

- (1) 実習日前の 14 日間以内に海外から帰国した者の実習への参加は原則として認めない。
- (2) 実習日前の 4 ヶ月以内に海外で使用した器具、衣服、靴等を参加時に持参しないこと。止むを得ず使用しなければならない場合は、事前に洗浄及び消毒その他の措置を講ずること。
- (3) 国内の他の畜産関係施設等（大学含む）で使用し、家畜に直接接触する物品の持ち込みは認めない。

12 実習期間中

実習期間中は、実習日報（様式-6）と症例検討（様式-7）を毎日記入し、担当獣医師に確認を求めること。

13 実習終了後

実習を終了した者は、臨床実習終了後アンケート（様式-8）を記入の上、当該家畜診療所長に提出するものとする。また、家畜診療所長は実習終了報告書（様式-9）を記入し、1 週間以内に組合本所家畜部に提出すること。

14 実習生の個人情報保護

組合は、実習生に関する臨床実習参加申込書等の申込書類はすべて厳重に施錠管理・保管し、臨床実習及び獣医師職員募集以外の目的では使用しない。

15 問い合わせ先

滋賀県農業共済組合（NOSAI 滋賀） 家畜部
〒520-0051 滋賀県大津市梅林一丁目 14 番 17 号
T E L : 077-524-4688
E-mail : kachiku@shnosai.jp
U R L : <http://www.nosai-shiga.or.jp/>

16 改正手続き

この要領の改正は組合長が定める。

附則

- 1 この要領は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の改正は令和3年9月1日から施行する。
- 3 この要領の改正は令和5年4月1日から施行する。
- 4 この要領の改正は令和6年5月1日から施行する。

臨床実習カリキュラム

実習内容

家畜診療所獣医師の指導の下、家畜診療等業務に同行し、日常診療業務を体験させるとともに家畜共済事業への理解を深める。学年により、特に重視する項目は下記のとおりとする。

(1) 3 学年～4 学年

< 獣医療の基本的実習事項 >

- 獣医倫理に関する規範的知識（獣医療に携わる者として必要な倫理観）
- 動物福祉論（動物福祉の原理）
- インフォームド・コンセントの実践（診断と治療方針、病態と薬剤の選択）
- 獣医師として求められる基本的な資質・能力（コミュニケーション能力）
- 獣医学一般（動物の行動と心理、病因と病態）
- 体内各臓器の正常構造と機能、病態、診断、治療
- 診療の基本（基本的診療知識、基本的診療技能）

(2) 5 学年～6 学年

< 獣医学の基本的実習事項 >

○ 内科系

- ・ 診断法（稟告の聴取、視診・聴診・触診、往診記録）
- ・ 検体検査法（血液一般検査、生化学検査、糞便検査、微生物検査）
- ・ 超音波検査法（妊娠鑑定等）
- ・ 注射法（治療に必要な各種注射法、皮下・筋肉内・静脈内注射）
- ・ 処方・薬物療法（基本的な内科的治療法の適応決定と実施）
- ・ 繁殖学的知識・技能
（発情周期と各種性ホルモンの関係、正常分娩に対する知識と介助）

○ 外科系

- ・ 畜主とのコミュニケーション（畜主と獣医師の良好な関係の構築）
- ・ 外科的事項の基本的手技（滅菌・消毒法、基本的な外科手技）
- ・ 麻酔に関連した基本的手技
- ・ 術後管理に関連した習得事項（術後動物の全身状態の評価）

(1) (2) 共に、実習生から希望があった場合は、実習最終日に管内の案内を行う。